

(7) 法律学教育における学士力の考察

法律学教育FD/IT活用研究委員会は、21年6月、7月、8月、9月(2回)、10月、11月の7回開催した。法学分野では、准法律専門職(パラリーガル)を目指すための基礎力、一般社会で「総合職」として活躍できる力を対象に、「生活や社会をさらに発展させるために法律知識及び法的思考によるプランニング能力」を目指して検討した。具体的には、事後的な紛争解決のみならず紛争の未然防止(リスクマネジメント)への対応が可能となるよう、「状況・立場などを法的に分析・推論し、法的問題の発生の可能性を正確に察知・予測し、かつその回避・抑止のために法律知識を活用して、生活や事業について発展的活動のプランを立案する力」を掲げることにした。その上で、サイバーFD研究員362人に意見を求め、41人(11%)の意見を踏まえ、以下の通りとりまとめた。ここでは、「コア・カリキュラムのイメージ」、「測定方法」を割愛したので、詳細は資料編【資料5】を参照されたい。

【到達目標1】

法に関する基本的知識として、法の全体像を把握し、主要な実定法のルールおよび概念について、その意味を理解し、具体例および定義で説明できる。

【到達度】

- ① 法の全体像の下で、個々の法とそれらの相互関係を体系的に位置づけて理解している。
- ② 主要な実定法について、それを構成する法ルールおよび法律概念を相互に関係づけて理解している。
- ③ 幾つかの法領域について、その内容を体系的かつ具体的に把握している。

【到達目標2】

法的問題を解決する能力として、事例問題の事実の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法ルールを発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見だし、その理由を説明できる。

【到達度】

- ① 法的に解決すべき事例問題を分析し、事実の概要を整理して示すことができる。
- ② 法律、判例、学説等を調査して、各当事者の請求の根拠となる法ルールを見つけることができる。
- ③ 法ルールを事実関係に適用し、法の解釈を行い、妥当な結論を導き出すことができる。

【到達目標3】

法の基礎にある原理を理解して、広い視野から、法を分析的に見ることができる。また、法的知識を活用して、紛争の予防および生活や社会の発展のためのプランを立案して説明することができる。

【到達度】

- ① 基礎法・法学関連科目のいずれか一科目以上の基礎知識を身に付けている。
- ② 具体的な問題について、①の知識を応用して分析的に考察し、意見を述べることができる。
- ③ 個人、家庭または地域社会ならびに企業、団体または政機関等において起こりうる法的紛争を回避するためのプランを立案して説明することができる。
- ④ 生活や社会をさらに発展させるために法律知識を活用した計画案を作成できる。

(3) 法律学教育における情報教育

法律学教育FD/IT活用研究委員会は、学士力考察をとりまとめの後、22年1月、2月に2回開催した。検討は、法に関するデータベースの所在と情報の信頼性の検証、事例問題についてソフトを利用した整理（情報倫理含む）、法律・判例データベースを用いた適用可能な法ルールの検索・整理・表現、電子掲示板等での意見交流、紛争予防及び生活・社会発展に対する多様な情報源の利用などを取りあげた。

【到達目標1】

法に関する情報を収集・分析し、理解した内容をまとめ、客観的かつ適切に表現する基礎的な情報処理ができる。

【到達度】

- ① 情報通信技術を活用して、法に関する知識情報の所在を知り、アクセスして収集することができる。
- ② 情報通信技術を活用して、収集した知識情報の特性と信頼性を吟味し、整理・分析することができる。
- ③ 整理・分析された法的知識をまとめ、情報処理技術を活用し、情報倫理に配慮して、表現することができる。

【教育内容・教育方法】

- ①は、法に関するデータベースの所在と種類および特性を知り、それぞれのアクセス方法を学ばせる。
- ②は、情報の特性と情報源の信頼度を識別する方法を教え、具体的な法律情報について複数の情報源を比較させ、その信頼性を検証させる。
- ③は、②を踏まえて、情報倫理を考慮しつつ、法的知識情報の関連性をまとめ、図式化等して表現させる。

【到達度確認の測定手段】

- ①～③は、具体的な課題を与え、実践させ、その結果をレポート等により報告させ確認する。

【到達目標2】

情報通信技術を活用して、事例問題解決のために適用可能な法ルールを発見し、それを事実へと適用し、その結果を説得的に表現できる。

【到達度】

- ① ソフトウェアを用いて、事例問題を分析し、事実の概要を整理してわかりやすく示すことができる。
- ② 事例問題解決に適用可能な法ルールを情報通信技術を用いて検索・発見することができる。
- ③ 情報通信技術を用いて、法ルールを事実に適用して推論し、その結果を結論と理由として表現できる。
- ④ 事実の調査に基づき、紛争の予防および生活や社会の発展のための提案やプランを立案するために情報通信技術を活用することができる。

【教育内容・教育方法】

- ①は、事例問題を与え、事実の概要をワープロ、表計算ソフト、図形ソフト等を用いて表現したレポートを提出させる。
- ②は、事例問題を与え、適用可能な法ルールをインターネット上の法律データベース、判例データベースを用いて検索し、見つけ出し、表計算ソフト等を用い、整理して表現させる。
- ③は、電子掲示板又は電子メール上で、対立する当事者の一方の視点で法律構成を文書化して、提出させる。その後相手側の視点で法律構成を同様の方法で提出させる。さらに、反論、再反論を展開させる。
- ④は、ネットワークに限らず、様々な情報源から社会で実際に展開されているデータを利用して具体的な案を発信させる。

【到達度確認の測定手段】

- ①～④は、提出された文書を教員および学生が相互評価することなどにより確認する。